

五島市監査委員公表第4号

五島市長より平成19年度定期監査の結果に基づく措置について、別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成20年4月3日

五島市監査委員 高 木 長 幸

五島市監査委員 熊 川 長 吉

19五総第3124号
平成20年3月31日

五島市監査委員 高木長幸様
五島市監査委員 熊川長吉様

五島市長 中尾郁子

平成19年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成20年2月28日付け19五監第438号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象 豊かな島づくり市長公室、生活環境課（奈留支所管内の施設）
水産課、商工観光課、建設課、都市計画課、消防本部・消防署
奈留支所

2 指摘事項及び講じた措置

（共通事項）

（1）分掌事務について

ア 指摘事項

- ① 分掌事務について、五島市組織規則と齟齬が生じている課が見受けられるので、業務に合わせて規則改正等の措置を講じられたい。

イ 講じた措置

商工観光課・・・平成20年度に改正の措置を講じる予定であります。

建設課・・・分掌事務と五島市組織規則との齟齬については、平成20年度組織改編により、分掌事務も改正することとしています。

都市計画課・・・建築系の事務分掌中、住宅金融公庫は住宅金融支援機構に組織が変更されており、3月規則改正を行いました。

（2）収入事務について

ア 指摘事項

- ① 納付済通知書の納期限が記載されていないものが見受けられる。
② 納期限は、関係条例、財務規則第28条等により適正に指定すべきである。
また分割納付等納付方法が関係例規になく、納期限そのものが実態と合わない

のであれば、例規を整備すべきである。

- ③ 納期限までに納付されていないものが見受けられる。納付の督促等適正に処理されたい。

イ 講じた措置

水産課・・・②の納期限後に納入のあったものが13件ありましたので、今後は関係条例により適正な納期限を指定し処理することとします。

商工観光課・・・①、②の納入期限の記載については、適正に記載するよう職員に周知徹底を図りました。

③の納期限までに納付されていないものとして、鑑瀬ビクターセンター自動販売機電気使用料と中央市場使用料がありましたので、電話で督促を行いました。なお、改善がみられない場合は、文書での督促を行ってまいります。

建設課・・・①の納期限は、記載するよう措置していくこととします。

②の指摘については、財務規則等によることとし、納入方法等については、例規の改正を含め検討することとします。

③の納付の督促については、電話、訪問等により行なっているが、さらに納付の督促を行い鋭意徴収努力いたします。

都市計画課・・・指摘があったものについては、適宜処理を行うようにしました。

(3) 契約事務について

ア 指摘事項

① 見積書徴取伺いが起案されていないもの、見積依頼書がないもの、見積書徴取伺いに決裁日、施行日、見積書を徴する者、見積書を徴する理由等が記載されていないもの並びに契約締結伺いに決裁日、施行日、随意契約の理由及び根拠条項、見積書を徴した結果、見積書の徴取を省略した場合はその理由及び根拠条項、契約保証金を免除する根拠条項など契約の締結に当たり必要な事項が記載されていないものが見受けられる。また契約書の「案」が添付されていないもの及び見積書徴取伺い又は契約締結伺いで、根拠条項を誤っているものが見受けられる。

② 予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていないものが見受けられる。

③ 委託契約の相手方が作成した契約書をそのまま使用して契約を締結しているものが見受けられる。契約書は、契約事項を吟味して締結すること。また委託業務の契約の時期及び契約期間について、検討されたい。

④ 用地関係契約等で、引渡し期限の延長に係る変更契約の決裁区分について、検討されたい。

イ 講じた措置

生活環境課・・・①の誤った根拠条項については適正に是正処理いたしました。

水産課・・・・①～③について、是正可能なものは是正し、今後は五島市財務規則を確認しながら適正処理に努めてまいります。

商工観光課・・・①については、決裁日や施行日の漏れを記入し根拠条例の誤り等を訂正するとともに契約書(案)を添付いたしました。

③については、契約事項をよく吟味して締結するよう指導を行いました。

建設課・・・・①については、適正に執行するよう指導いたします。

②については、財務規則の規定により作成いたします。

③については、平成20年度からの契約について、契約書の条項等を含め検討いたします。

都市計画課・・・④の都市計画事業に係る用地費及び補償費において、繰越事業となる場合の決裁について、決裁規定の(5)工事及び契約に関する事項の11、工事着手期限の延期を承認することを適用し課長決裁としています。

奈留支所・・・・①の指摘を踏まえ、平成20年度の契約事務については、遺漏がないよう根拠条例の確認等を十分にしたうえで契約を行います。

(4) 時間外勤務命令簿について

ア 指摘事項

① 時間外勤務命令を17時15分から行っているものが見受けられるが、17時30分からとすべきである。また支払漏れを防止するために、「月計」及び処理状況を記載されたい。

イ 講じた措置

商工観光課・・・時間外勤務命令は17時30分からとするよう適正に処理することとします。なお、処理状況についても記載してまいります。

建設課・・・・ご指摘のとおり適正に処理いたします。

奈留支所・・・・時間外勤務命令について17時15分から行っている分については、17時30分で再計算し、差額分について返納いたしました。

(5) 公用船車借上簿について

ア 指摘事項

① 借上料の金額及び支出命令日が記入されていないものが見受けられる。支払漏れや支払遅延を防止するためにも記載すべきである。また様式も検討すべきである。

イ 講じた措置

商工観光課・・・支出命令日を記載処理し、様式を別添のとおり作成しました。

建設課・・・・ご指摘のとおり措置してまいります。

(6) 食糧費支出伺について

ア 指摘事項

① 会議等の開催日、参加人数も記載すべきである。

イ 講じた措置

水産課・・・・ご指摘のとおり会議等の開催日、参加人数を記載いたしました。

(7) 復命書について

ア 指摘事項

① 復命書の様式について、職員服務規程様式第1号でないものが見受けられる。また復命書の記載内容について、不備が見受けられる。日付、経路等も記入すべきである。

イ 講じた措置

水産課・・・・今後、復命書の様式について職員服務規程様式第1号を使用するよう処理いたします。

商工観光課・・・様式はすべて職員服務規程様式第1号を使用、日付・経路も記入しているが、記載内容の不備について、訂正いたしました。

都市計画課・・・指摘があったものについては、適宜処理を行うようにしました。

(8) 備品管理について

ア 指摘事項

① 備品シールが漏れているもの及び備品台帳において、取得年月日、取得価格等登録の誤りが見受けられる。また機構改革に伴う整備をしていないものが見受けられる。

イ 講じた措置

豊かな島づくり市長公室・・・・パソコンなどの備品シールがないものは企画課に依頼しました。副市長室の備品については平成19年4月の段階で会計課に移管の依頼を行っていましたが再度依頼しました。

水産課・・・・課の移動後に現物と備品台帳を照合し、備品管理の徹底を図ってまいります。

商工観光課・・・把握している限りの不備については適正に処理を行いました。

なお、機構改革に伴う整備については、随時適正に処理を行って

るところであります。

建設課・・・地方局から無償譲渡されたものであり、見積価格等を記載することについて検討していきます。

都市計画課・・・4月の機構改革で整備見直しを実施します。

(9) 自動車運転日誌について

ア 指摘事項

① 確認の不備及び用務、用務先等の記載漏れ等が見受けられる。また運転の開始及び終了の日時並びに運転した距離が記録されていないなど、道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定による自動車運転日誌に記載すべき事項に不備があるものが見受けられる。自動車の運転の状況を把握するために必要な事項を検討の上、様式を整備すべきである。

イ 講じた措置

豊かな島づくり市長公室・・・記載漏れのないよう注意し、徹底していきます。

生活環境課・・・今後適正な処理に努めてまいります。

水産課・・・行先で「市内」や用務欄で「事務連絡」等不備な点があったとの指摘後、詳細に記載するよう努めています。

商工観光課・・・全て確認を行い、用務や用務先、運転距離等の記載漏れについて、職員に注意を促しました。また様式については別添のとおり整備しました。

建設課・・・様式については、平成20年度から財政課の「公用車運転日誌」を使用し、記載漏れがないようにいたします。

都市計画課・・・指摘を受けた後、様式の変更を行いました。

奈留支所・・・鉛筆書き、白紙での記入、用務先の記入漏れの指摘を受け、記入の徹底を図りました。

(10) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

① 補助金指令簿において、交付決定日、交付確定日等の記入誤り等が見受けられる。また交付決定及び交付額確定の伺いで、決裁日及び施行日の記載がないものが見受けられる。

② 交付申請書及び実績報告書において、添付すべき書類（領収書等）が添付されていないもの、添付書類の内容等に記載の不備及び誤りが見受けられる。また提出期限を過ぎた実績報告書が見受けられる。

③ 補助金等の目的及び率又は額並びに補助事業等の内容を定めていないものが見受けられるので、要綱等で定めるべきである。

イ 講じた措置

水産課・・・①～③については、現時点で是正可能なものは関係法令等を確認し適正に処理するとともに今後は関係法令等により適正な事務処理に努め、整備が必要な要綱等については作成に向け検討中であり
ます。

商工観光課・・・①については、日付等の記載漏れを是正処理し、②については、添付書類や記載の不備について適正な更正処理を行いました。③については、関係団体と協議を行っているところであります。

都市計画課・・・①の指摘事項について、修正等の処理を実施しました。

消防本部・消防署・・・③については、補助金等交付規則施行通達第6の6(3)の規程に基づき、伺い定めでの対応を予定しています。

奈留支所・・・②の実績報告において、領収書が添付されていない実績報告が遅いなどの指摘を受け、今後の実績報告分からは報告前に各課の決裁段階での確認を十分に行い遺漏のないよう処理いたします。

(豊かな島づくり市長公室)

(1) 交際費支出伺について

ア 指摘事項

① 来客の内容が記載されていないものが見受けられる。また供花の場合は、対象理由を明確に記載すべきである。

イ 講じた措置

ご指摘のとおり、記載を行います。

(生活環境課)

(1) 契約事務について

ア 指摘事項

① 奈留衛生センター宿日直業務委託の業務時間は、職員の勤務時間との整合性を持たせるべきである。

イ 講じた措置

ご指摘のとおり是正処理いたしました。

(水産課)

(1) 収入事務について

ア 指摘事項

① 漁業研修生用住宅の貸付は、普通財産であるので市有財産管理規則第26条により契約を締結すべきである。また貸付料を市有財産評価委員会評価価格よりも低い価格としているが、市有財産評価委員会の答申は尊重すべきである。

- ② 漁業集落排水施設下水道使用料の10円未満を切り捨てて徴収しているが、漁業集落排水施設条例第22条により算定すべきである。差額分については、既に徴収済みであるが、今後このようなことがないよう例規に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 講じた措置

①については、平成19年4月1日付で漁業研修生用住宅に係る建物賃貸借契約を締結しました。また貸付料については、当初市有財産評価委員会評価額と近隣の市営住宅家賃を参考に行政財産として使用許可をするために、五島市漁業研修生用住宅管理規則を平成20年4月1日施行で制定しました。

②についての差額分については、平成16年9月分より使用者から既に徴収済みであります。また漁業集落排水施設条例第21条の規定による使用料の徴収月及び納入期限等を実態に合わせるため、平成20年4月1日施行で条例を改正しました。

(2) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

- ① 水産業振興奨励事業費補助金で参加料を徴しているものがあるが、収支予算書及び精算書に参加料が含まれていない。参加料及びそれに伴う支出も含めて収支予算書及び精算書に記載すべきである。

イ 講じた措置

平成19年度より、水産業振興奨励事業費補助金ではなく漁業後継者対策として水産業教育のため市直営事業で実施しています。なお、今年度は市内小学校5・6年生を参加対象としていることから参加料は徴収しておりません。

(商工観光課)

(1) 契約事務について

ア 指摘事項

- ① ゆたっと広場清掃業務委託契約で、見積書の契約期間と契約書の契約期間が異なっている。また契約上の4月の就業日数3日間に対して、4日間分を請求により支出している。契約内容及び支出状況を精査されたい。

イ 講じた措置

実際の契約開始日は見積書と同様平成19年4月5日で、支出状況は適正であります。業務委託先の(社)シルバー人材センター保管の当業務契約書には、契約期間は「平成19年4月5日から」と記載されています。支出負担行為決議書添付の契約書(写)にも同様に記載されています。

※ 契約書原本に誤って契約開始日=4月12日と記載された経緯は、以下のとおりであります。

商工観光課保管の契約書原本を契約開始日を記入しないまま保管をしており、定期監査を受けるにあたり財務会計データを参考に契約開始日を記入しました。この財務会計データが誤っていたため、支出負担行為決議書は本来『起

票日＝契約開始日』であるところを、実際に起票をした4月12日を起票日として入力し、摘要欄にも契約期間を4月12日からと入力していました。後に誤りに気づき、支出負担行為決議書伝票の起票日及び摘要欄記載の契約開始日を手書きで訂正したものの、データを訂正していませんでした。

(契約開始日が空欄のままコピーした契約書(写)に、直接契約開始日を記入しましたが、その際、原本には契約開始日を記載していませんでした。)

(2) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

- ① 中小企業振興資金利子補給金において、同資金利子補給金計算明細表の貸付期間及び日数に誤りがあり、正当金額よりも1円多く支出しているため、返納させるべきである。

イ 講じた措置

平成20年3月13日に返納がなされました。

(建設課)

(1) 市営住宅使用料について

ア 指摘事項

- ① 平成19年度末の滞納額を増やさないよう現年度分も含めて、収入率の向上に努められ、滞納に対する法的措置についても検討すべきである。

イ 講じた措置

平成20年度に支払督促など法的措置を採っていきます。また不能欠損についても検討していきます。

(2) 契約事務について

ア 指摘事項

- ① 市営住宅及び他の市有建築物修繕業務委託契約は、見積書が徴されておらず、委託料の積算根拠も明らかにされていないため、適正な契約金額であるのかが不明である。また雇用契約(労働契約)に当たると認定されるおそれがあるため、契約の方法を検討すべきである。
- ② 建設課所管に係る市道の草木伐開業務委託契約は、すべての契約が随意契約により締結されているが、これらの契約については、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を除き数個の契約にまとめるなどの方法により、競争入札による契約を検討すべきである。

イ 講じた措置

①のご指摘の件費に係る委託料は、人事院勧告の給与改定率の範囲内で予算要求が認められてきた経緯があります。受託業務は、住宅の明け渡しに伴い、計画的に行なう修繕業務や突発的な修繕(夜間対応もあり)で、緊急を要する場合の修繕業務など修繕全般を行っており、住宅管理上必要なものであります。契約の方法については、嘱託職員への移行、サービス関係の変更(廃止)等検討していますが、再任用による雇用形態なども考えられるため、どのようにし

た方がよりベターであるか検討してまいります。

②のご指摘の草木伐開業務委託料の予算については、標準設計の6割程度で要求しており競争入札となると予算不足が生じ、また短期間で一斉に草木伐開を行なう必要があることから、現時点での対応は困難であります。平成20年度に検討を行なってまいります。

(都市計画課)

(1) 契約事務について

ア 指摘事項

- ① 鬼岳園地内施設管理業務委託契約は随意契約であるが、見積書の金額と契約金額が一致していない。見積金額による適正な契約をすべきである。
- ② 木造住宅耐震診断実施委託契約書中、引用した例規の名称及び条項に誤りが見受けられるので、適正に処理されたい。

イ 講じた措置

- ①の鬼岳園地内施設管理業務委託契約については、監査委員より指摘を受けた後、直ちに契約の相手方と協議をし、平成20年1月22日付けで契約の変更を行いました。
- ②の木造住宅耐震診断実施委託契約書については、監査委員より指摘を受けた後、直ちに契約の相手方と協議をし、契約書の変更を行いました。

(2) 補助金関係について

ア 指摘事項

- ① 交付決定通知書に、本事業に要する経費が記載されていない。補助金等交付規則の様式どおりに記載すべきである。
- ② 浄化槽設置整備事業補助金において、納税証明書を徴しているが、添付すべき書類であるならば交付要綱で定めるべきである。

イ 講じた措置

- ①については、補助金交付規則に基づいた様式に変更し、新年度から適正に処理いたします。
- ②については、国及び県の補助金要綱等では必要とされる要件とはされていませんが、補助金を交付するにあたって税の滞納等があるものに補助を行うのは不適當ではないかとの判断から添付を求めてきた経緯があります。しかし、市では浄化槽補助金のほかにも補助制度があるため、これらを含め指摘事項について検討してまいります。

(消防本部・消防署)

(1) 自動車運転日誌について

ア 指摘事項

- ① 消防団の自動車運転日誌については、各分団により記入の仕方等が異なるので、統一した事務処理を検討されたい。

イ 講じた措置

分団長会議の折に、自動車運転日誌の記載例を渡し記入要領について説明し、適切な処理を指導いたしました。

(2) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

- ① 福江地区消防団運営費補助金は、事業完了後速やかに実績報告書を提出するように、また現金の保管は通帳によるように補助事業者を指導すべきである。補助金の名称について、補助事業の内容に合わせ、検討されたい。
- ② 五島市幼少年婦人防火委員会運営事業費補助金の実績報告書において、婦人防火クラブ等4団体に五島市幼少年婦人防火委員会から補助金を支出しているが、福江地区婦人防火クラブでは77,507円の収支差引残額が生じている。本来、繰越金が出るような事業では補助金を見直すべきであり、平成19年度において、改善されたい。

イ 講じた措置

- ①については、実績報告書の速やかな提出と通帳の作成を指導しました。なお、補助金の名称については変更を予定しています。
- ②については、平成19年度において精算するよう指導しました。

(奈留支所)

(1) 公用船車借上簿について

ア 指摘事項

- ① 公用船車借上簿が備えられていない。事務決裁規程により自動車及び船舶の借上げは承認を受けるようになっているので、整備すべきである。

イ 講じた措置

ご指摘のとおり、事務決裁規程に基づき公用船車借上簿を作成し整備しました。

(2) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

- ① 霊柩車運行補助金は960,000円の補助に対して、当期純利益が741,934円あるので、平成20年度から補助のあり方を検討すべきである。

イ 講じた措置

霊柩車運行補助金については、平成19年度より決算時において利益が生じた場合には、返還することについて、当該補助事業者と協議し了承を得ました。

公用車運転日誌

(商工観光課 軽トラック)

使用課名				運転者名		管理課確認印			
使用目的									
目的地及び主な経路									
使用年月日	出発	年	月	日	午前 午後	時	分	発メーター	km
	帰庁	年	月	日	午前 午後	時	分	着メーター	km
使用課名				運転者名		管理課確認印			
使用目的									
目的地及び主な経路									
使用年月日	出発	年	月	日	午前 午後	時	分	発メーター	km
	帰庁	年	月	日	午前 午後	時	分	着メーター	km
使用課名				運転者名		管理課確認印			
使用目的									
目的地及び主な経路									
使用年月日	出発	年	月	日	午前 午後	時	分	発メーター	km
	帰庁	年	月	日	午前 午後	時	分	着メーター	km
使用課名				運転者名		管理課確認印			
使用目的									
目的地及び主な経路									
使用年月日	出発	年	月	日	午前 午後	時	分	発メーター	km
	帰庁	年	月	日	午前 午後	時	分	着メーター	km